



# 島根県報

平成17年 8 月 2 日 (火)  
第 1,697 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示	
道路の区域の変更	(道路維持課) 1
道路の供用開始	( " ) 3
半島振興法の規定に基づく基幹的市町村道等の整備の実施	( " ) 3
臨港地区の指定	(港湾空港課) 3
公 告	
平成17年度消防設備士講習の実施	(消防防災課) 4
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課) 5
平成17年度島根県狩猟免許試験の実施	(森林整備課) 5
特定調達公告	
複写機の賃貸借及び保守に係る一般競争入札の実施	(会 計 課) 8
教委規則	
島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則	(古代文化センター) 10
教委公告	
島根県立古代出雲歴史博物館の指定管理者の募集	(古代文化センター) 15
教委訓令	
島根県立高等学校等修学旅行実施規程の一部改正	(高校教育課) 22

## 告 示

### 島根県告示第871号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字美田字セト3606番6地先から同字3602番6地先まで	前	メートル 7.20 ~ 33.20	メートル 87.00	隠岐支庁 災害防除工事 拡幅
			後	7.20 ~ 35.00	87.00	

"	187号	鹿足郡六日市町大字幸地1358番1地先から同大字884番3地先まで	前	7.00~ 11.20	327.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	道路改良工事	
			後	11.00~ 13.60	327.00		拡幅	
"	"	鹿足郡六日市町大字幸地888番2地先から同大字842番4地先まで	前	7.20~ 18.00	200.00		道路改良工事	
			後	10.40~ 18.00	200.00		拡幅	
県 道	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久上ノ久保呂10番2地先から同地先まで	前	6.50~ 11.50	42.00		災害防除工事	
			後	6.50~ 16.00	42.00		拡幅	
"	"	隠岐郡隠岐の島町大久上ノ久保呂13番1地先から同町大久ココヲ廣1番2地先まで	前	4.50~ 16.00	130.00	隠岐支庁	災害防除工事	
			後	6.00~ 29.50	130.00		拡幅	
"	"	隠岐郡隠岐の島町大久向灘4番1地先から同14番1地先まで	前	7.00~ 17.50	59.00		災害防除工事	
			後	7.00~ 23.00	59.00		拡幅	
"	池田中町線	隠岐郡隠岐の島町有木殿屋敷29番7地先から同町有木前田50番8地先まで	前	7.50~ 11.00	103.00		交通安全施設工事	
			後	10.00~ 14.00	103.00		拡幅	
"	木次横田線	雲南市木次町寺領1896番1地先から同地先まで	前	9.50~ 33.50	306.00	木次土木建築事務所	災害防除工事	
			後	23.50~ 104.00	306.00		拡幅	
"	別府川本線	邑智郡美郷町久喜原63番2地先から同地先まで	前	3.50~ 4.00	42.00	川本土木建築事務所	町道取付工事	
			後	4.00~ 6.00	42.00		拡幅	
"	川本波多線	大田市三瓶町志学字杉ノ以後口828番地先から同町志学字澤田口453番2地先まで	前	A	4.00~ 11.00	717.00	川本土木建築事務所大田土木事業所	ダブルウェイ延長減
				B	15.00~ 49.00	652.00		
		後	A	4.00~ 11.00	366.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		
			B	15.00~ 49.00	652.00			市道移管

"	"	大田市三瓶町志字澤田口453番2地先から同字口451番2地先まで	前	18.00 ~ 35.00	47.00	減幅 市道移管
			後	16.00 ~ 28.00	47.00	

島根県告示第872号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字美田字セト3606番6地先から同字3602番3地先まで	メートル 469.00	平成17年 8月2日	隠岐支庁	
"	187号	鹿足郡六日市町大字幸地1358番1地先から同大字884番3地先まで	327.00	"	益田土木建築事務所津和野土木事業所	
"	"	鹿足郡六日市町大字幸地888番2地先から同大字842番4地先まで	200.00	"		
県道	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町八川2760番6地先から同2760番23地先まで	280.00	"	木次土木建築事務所仁多土木事業所	
"	別府川本線	邑智郡美郷町久喜原63番2地先から同地先まで	42.00	"	川本土木建築事務所	
"	仁摩瑞穂線	邑智郡川本町大字川本381番1地先から同大字380番5地先まで	16.00	"		

島根県告示第873号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定に基づき基幹的市町村道等の整備を次のように実施するので、半島振興法施行令（昭和61年政令第243号）第2条第2項の規定に基づき告示する。

平成17年 8 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
市道 鯛原柏線	松江市鹿島町御津329番2地先から同町北講武1043番1地先まで	新設	平成17年 9 月 1 日

島根県告示第874号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

平成17年8月2日

島根県知事 澄田信義

1 臨港地区の区域

港湾名	臨港地区の区域
知々井港	旧区域に加えて、大字知々井1671 - 25から同158 - 8まで及び同232 - 1

2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局島前事業部及び海士町役場

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による「消防用設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

平成17年8月2日

島根県知事 澄田信義

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けてから2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けてから5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講習区分	免状区分	講習年月日	場所
消火設備	第1類の甲種	平成17年10月12日	出雲市
	"    乙種		
	第2類の甲種		
	"    乙種		
警報設備	第4類の甲種	平成17年10月18日	浜田市
	"    乙種	平成17年10月21日	松江市
	第7類の乙種		
避難設備	第5類の甲種	平成17年10月26日	松江市
	"    乙種		
	消火器		

(注) 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項      2時間
  - (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項                      3時間30分
- 講習終了後30分程度の効果測定を行う。

4 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先

( 社 ) 島根県消防設備保守協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、各総務事務所及び各消防本部

(2) 受講手数料

7 千円 ( これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書にはること。 )

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成17年 9 月 1 日から平成17年 9 月26日まで ( 郵送の場合は、9 月26日の消印有効 )

イ 提出先

松江市殿町 1 番地 島根県庁 7 階「 ( 社 ) 島根県消防設備保守協会」 ( 郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士  
受講申請」と朱書きのこと。 )

5 その他連絡先

( 社 ) 島根県消防設備保守協会 ( T E L 0852 - 28 - 7305又は0852 - 22 - 6828 )

( F A X 0852 - 22 - 6754 )

特定非営利活動促進法 ( 平成10年法律第 7 号 ) 第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 8 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあつた年月日

平成17年 7 月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

N P O 法人 ねお

3 代表者の氏名

森本美恵子

4 主たる事務所の所在地

松江市鹿島町古浦602番地51

5 定款に記載された目的

この法人は、子供の健全育成に対して、子供の居場所をつくり、健全児と障害児の共生生活の実現、軽度発達障害児の理解に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター ( 県庁南庁舎 1 階 )

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ( 平成14年法律第88号。以下「法」という。 ) 第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 ( 平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。 ) 第51条第 1 項の規定に基づき、平成17年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第 2 項の規定に基づき公告する。

平成17年 8 月 2 日

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科目	検査事項
視力	視力及び視野の検査
聴力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科目	時間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、網・わな猟免許のうち、構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許を受けようとする者については、試験時間を70分とし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試験事項
網・わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。</li> <li>指定する法定猟具の1つを架設すること。</li> <li>鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>
網・わな猟免許のうち、構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>銃器以外の猟具のうち、網を選択した者は網猟具を、わなを選択した者はわな猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。</li> <li>指定する法定猟具の1つを架設すること。</li> <li>網を選択した者には鳥類の、わなを選択した者には獣類の図画、写真又ははく製を見てその鳥類又は獣類の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。</li> <li>模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。</li> <li>2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。</li> <li>休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。</li> <li>空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</li> <li>距離の目測を行うこと。</li> <li>鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>

第 2 種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
-----------	--

## 4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
9 月 2 日 ( 金 )	午前 9 時 ~	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
9 月 4 日 ( 日 )	午前 9 時30分 ~	大田市大田町大田イ125 大田市勤労青少年ホーム	県内全域
9 月 7 日 ( 水 )	午前 9 時 ~	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
9 月 9 日 ( 金 )	午前 9 時 ~	益田市昭和町13 - 1 益田合同庁舎	県内全域
9 月11日 ( 日 )	午前 9 時30分 ~	雲南市木次町里方55 チェリヴァホール	県内全域
9 月14日 ( 水 )	午前 9 時 ~	松江市東津田町1741 - 1 松江合同庁舎	県内全域
9 月21日 ( 水 )	午前 9 時 ~	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域

## 5 狩猟免許申請方法等

## (1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1 枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、施行規則第48条第 2 項第 1 号に該当する者（鉄砲の所持許可を現に受けていない者）にあつては、医師の診断書を添付すること。

## (2) 狩猟免許申請手数料

法第49条各号のいずれかに該当する者については4,000円、それ以外の者については5,300円とし、その金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。

## (3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課並びに隠岐支庁林業振興グループ及び各農林振興センター林業振興・森林保全グループに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

## (4) 申請書の提出先

郵便番号690 - 8501 松江市殿町 1 番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室  
（電話0852 - 22 - 5160）

## 6 その他

(1) 網・わな猟免許のうち、構造改革特区に係る網又はわなに限定する免許を受けようとする者は、特区用の申請書を使用すること。

(2) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

- (3) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室又は隠岐支庁林業振興グループ若しくは各農林振興センター林業振興・森林保全グループにすること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年8月2日

島根県知事 澄 田 信 義

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量

複写機の賃貸借及び保守

- A モノクロ複写機（30 ipm 39） 23台  
B モノクロ複写機（40 ipm 49） 12台  
C モノクロ複写機（60 ipm 69） 23台  
D モノクロ複写機（70 ipm 79） 5台

A～Dについては、それぞれの入札とする。

A～Dの複合機能の内訳は、複写機設置対象所属一覧表のとおり。

- (2) 調達する物品等の仕様等

入札説明書による。

- (3) 契約期間

平成17年10月1日から平成20年9月30日までとする。

- (4) 納入期限

複写機の納入は、平成17年10月1日8時30分までとする。

ただし、複合機能等の設定は、落札決定後に設置対象所属と調整の上、10月7日までに完了するものとする。

- (5) 納入場所

複写機設置対象所属一覧表による。

- (6) 入札方法

入札は、1複写当たりの単価で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、詳細は入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の前日までに島根県知事の承認を受けた者で、平成17年及び平成18年物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者名簿の大分類「14借入品」中分類「(1)事務機器」に登録されている者であること。

- (3) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年1月23日付け会発第149号）に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。

- (4) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」と

いう。)を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

### 3 入札説明書の交付等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号690 - 8501

島根県松江市殿町 1 番地

島根県出納局会計課用度グループ

電話番号 0852 - 22 - 5336

F A X 番号 0852 - 22 - 5963

#### (2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成17年 8 月 2 日 ( 火 ) から平成17年 8 月12日 ( 金 ) まで ( 島根県の休日を定める条例 ( 平成元年島根県条例第 9 号 ) 第 1 条に規定する休日を除く。 ) の午前 9 時から午後 5 時までの間、上記(1)の場所において交付する。

#### (3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、申請書に入札説明書に規定する書類等を添付の上、島根県知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成17年 8 月26日 ( 金 ) 午後 5 時

ウ 提出場所 前記 3 の(1)の場所

エ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送 ( 提出期限必着 )

オ 入札参加資格の確認結果は、別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

#### (4) 入札説明会

実施しない。

#### (5) 入札書の受領期限

平成17年 9 月12日 ( 月 ) 午後 1 時30分

( 郵便による入札にあつては、平成17年 9 月 9 日 ( 金 ) 午後 5 時必着 )

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

日時 A 平成17年 9 月12日 ( 月 ) 午後 1 時30分

B 平成17年 9 月12日 ( 月 ) 午後 2 時00分

C 平成17年 9 月12日 ( 月 ) 午後 2 時30分

D 平成17年 9 月12日 ( 月 ) 午後 3 時00分

場所 A ~ D 全て 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟第 1 会議室

### 4 その他

#### (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の 5 以上を入札時まで納付すること。

ただし、島根県会計規則 ( 昭和39年島根県規則第22号 ) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を契約締結時に納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### (4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

落札決定は、A～Dの入札区分ごとに行うものとする。

本公告に示した物品の調達等を履行できると島根県知事が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

## (9) 契約の停止等

島根県知事に提出する申請書等の書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Name and quantity the of products to be purchased :

copying machines for hire; including repair and maintenance

A. Monochromatic copying machines ( 30 ipm 39 ) : 23

B. Monochromatic copying machines ( 40 ipm 49 ) : 12

C. Monochromatic copying machines ( 60 ipm 69 ) : 23

D. Monochromatic copying machines ( 70 ipm 79 ) : 5

## (2) Bid Tendering Date and Time :

A. September 12, 2005 - 1:30 p.m.

B. September 12, 2005 - 2:00 p.m.

C. September 12, 2005 - 2:30 p.m.

D. September 12, 2005 - 3:00 p.m.

## (3) Contact Point for the Notice :

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501 JAPAN

Supply Department, Accounting Division, Bureau of the Treasury,

Shimane Prefectural Government TEL : 0852-22-5336

---

## 教 育 委 員 会 規 則

---

島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則をここに公布する。

平成17年8月2日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第22号

島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県立古代出雲歴史博物館条例(平成17年島根県条例第59号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

( 指定管理者の申請に関する書類等 )

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書 ( 様式第 1 号 ) によらなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項の教育委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去 2 年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会 ( 以下「委員会」という。 ) が必要と認める書類

( 事業報告書の内容等 )

第 3 条 条例第 8 条の規則で定める日は、毎会計年度終了後 60 日とする。ただし、条例第 10 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取消の日から 60 日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第 8 条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 博物館の管理の体制
- (2) 博物館の管理業務の実施状況
- (3) 博物館の利用の実績及びその分析
- (4) 博物館の管理に要した経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の管理に関し委員会が必要と認める事項

( 観覧料の減免 )

第 4 条 次の各号に掲げる者 ( 条例別表第 1 個人の場合の欄に該当する者に限る。 ) が博物館を利用しようとするときは、条例第 14 条の規定により、条例別表第 1 個人の場合の欄に定める額 ( 以下この項において「観覧料の額」という。 ) から当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する者 観覧料の額の全額
- (2) 前号に掲げる者を引率する教職員 観覧料の額の全額
- (3) 身体障害者福祉法 ( 昭和 24 年法律第 283 号 ) 第 15 条第 4 項の身体障害者手帳、療育手帳 ( 知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。 ) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ( 昭和 25 年法律第 123 号 ) 第 45 条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 観覧料の額の全額
- (4) 前号に掲げる者の介護者 ( 原則として介護を受ける者と同じ人数までに限る。 ) 観覧料の額の全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特別の理由があると認める者 委員会が別に定める額

2 前項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書 ( 様式第 2 号 ) を事前に提出し、委員会の承認を受けなければならない。ただし、前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者並びに同項第 5 号に掲げる者で委員会が別に定めるものについては、この限りでない。

( 観覧料の割引制度 )

第 5 条 条例別表第 1 に規定する教育委員会規則で定める割引制度は、次に掲げる事項とする。

- (1) 他の観光施設等の管理者等と共同で発行する共通割引券を利用して観覧する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、博物館の利用を促進するものとして特に必要と認める場合

( 博物館協議会 )

第 6 条 島根県立古代出雲歴史博物館協議会 ( 以下「協議会」という。 ) に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会は、会長が招集する。
- 5 協議会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 6 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 協議会の庶務は、博物館において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県教育委員会 様

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名

印

古代出雲歴史博物館の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立古代出雲歴史博物館条例第 6 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金	円		
連携団体 ( 他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。 )			

様式第2号(第4条関係)

島根県立古代出雲歴史博物館観覧料減免申請書

年 月 日

島根県教育委員会 様

住 所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

〒

申請者 氏 名(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号(自宅及び勤務先)

下記のとおり観覧料の減免を受けたいので申請します。

記

観 覧 期 日	年 月 日 ( ) 曜日 来館予定 (午前 午後) 時頃		
展 示 種 別	1 常設展 2 企画展(展示名 )		
減免を申請する理由	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する場合 ( 学校行事の名称 ) 上記の者を教職員が引率する場合 その他の場合 ( )		
区 分	正 規 の 観 覧 料	減免率	減免後の観覧料
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	円 × 人 = 円	%	円
上記を引率する教職員	円 × 人 = 円	%	円
その他の者	円 × 人 = 円	%	円
合 計	円		円

(注) 印欄は、記載しないでください。

## 教 育 委 員 会 公 告

島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）附則第 4 項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成17年 8 月 2 日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

### 1 募集の目的

島根県立古代出雲歴史博物館は、島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供することにより、県民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって県民の教養の向上並びに学術研究及び文化の発展に寄与することを目的とした施設である。

この度、島根県では、現在建設中の島根県立古代出雲歴史博物館に指定管理者制度を導入することとし、島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）第 7 条の規定に基づき、指定管理者を募集することとした。

### 2 対象施設

#### (1) 施設の概要

ア 名 称 島根県立古代出雲歴史博物館

イ 所在地 出雲市大社町杵築東地内

#### ウ 施設規模

㊦ 敷地面積 57,058平方メートル

㊧ 建築面積 9,445平方メートル

㊨ 延床面積 11,855平方メートル

#### エ 施設内容構造種別

##### ㊦ 本館

構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

階数 地上 2 階（一部地上 3 階、地下 1 階）

面積 延床面積 11,575平方メートル 建築面積 9,051平方メートル

##### a 展示エリア 3,317平方メートル

総合展示室、テーマ別展示室、神話展示室、企画展示室及び展示ロビー

##### b 交流エリア 273平方メートル

講義室及び情報サービスセンター

##### c 収蔵・調査研究エリア 3,101平方メートル

収蔵庫、写真撮影室、薫蒸室、書庫等

##### d オープンエリア 1,085平方メートル

エントランスホール、ラウンジ、展望台、喫茶コーナー（40席）、ミュージアムショップ等

##### ㊧ 体験学習棟

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上 1 階

面積 延床面積 155平方メートル 建築面積 267平方メートル

##### ㊨ 駐車場

一般用 244台

大型バス用 15台

身障者用 6台

業務用 51台

ロ 外構 交流ゾーン・プラザ、メイン・アプローチ(130m)、風土記庭園(約29,000平方メートル)、体験用広場(約410平方メートル)及び体験用水田(約190平方メートル)

オ その他 屋外便所及び駐輪場(58台分)

(2) 整備スケジュール

ア 竣工予定 建物：平成17年12月 外構：平成18年3月

情報システム整備 平成18年12月

展示工事 平成19年2月

イ 開館予定 平成19年3月

3 指定管理者が行う業務

(1) 博物館の観覧料の徴収に関する業務

(2) 博物館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(3) 博物館の利用促進に関する業務

\* 留意事項

詳細は、業務仕様書を参照

なお、ミュージアムショップ及び喫茶コーナーの運営については、指定管理業務には含まず、目的外使用許可に基づく別途の対応となる。

4 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間(うち平成18年4月1日から平成19年3月開館日までは準備期間)を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

(1) 指定管理料の額

管理運営業務は、島根県が支払う指定管理料により行う。

県が支払う指定管理料は、次に示す年間額を基本とし、以下の方式により、翌年度の指定管理料で調整を行う。

平成18年度 年間額 180,200千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

平成19年度以降 年間額 273,100千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

調整 年間収入基準額を61,000千円とし、実際の年間収入額と基準額に差異が生じた場合、(当該年度収入額 - 収入基準額) × 20%に相当する額を、翌年度(最終年度においては、当該年度)の指定管理料で増額(当該年度徴収額 - 収入基準額がマイナスの場合は減額)する。

年間収入額は、入館料収入を想定しているが、企画展等協賛団体からの広告料収入があった場合には、広告料収入も年間収入額に含めて計算する。

なお、平成18年度については、年間収入基準額を開館日以降の日数で日割り計算した額を収入基準額として計算する。

各年度の指定管理料は、分割支払いとすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定めることとする。

なお、災害時等の特別の場合を除き原則として年間基本額の増額をしないので、事業計画及び収支計画立案の際は、注意すること。

(2) 初年度等の特例措置

初年度等については、以下の特例措置を講じる予定としているので、事業計画等の立案に際し留意すること。

ア 光熱水費

指定管理料に含まれる光熱水費(電気、水道及び灯油)については、平成18年度から3年間(平成18年4月1日から平成21年3月31日まで)に限り、実績と県推計額の差額を翌年度の指定管理料で精算することとする。詳細は、協定書に定めることとする。

## イ 広報費

平成18年度中の広報活動及び誘客対策（開設準備として特別に行う諸活動及び開館記念展の広報）については、業務内容を指定管理者と協議した上で、別途指定管理者に業務委託する予定である。

## 6 指定管理者の申請資格等

## (1) 申請の資格

指定管理者に申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき再生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、島根県における県税（個人の県民税、地方消費税を除く。）、消費税及び地方消費税の滞納がない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## (2) 複数の団体での共同申請

複数の団体がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体等を選定すること。

代表団体は、島根県内に主たる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体で、グループにおける責任割合が最大であること。（2社なら、県内団体が50%超、3社なら33%超）

なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。

イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

ウ 当該グループの全構成員が上記6(1)のイからキまでの各号に該当すること。

エ 7(1)提出書類のオケからキまでについては、構成員ごとに提出すること。

## (3) 申請資格の留意事項

ア 団体は、株式会社、任意団体等の組織形態は問わないが、個人は申請資格を有しない。

イ 博物館の管理のために新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなすこととする。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成17年12月下旬）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出すること。

ウ 申請者名は、選定結果が確定するまで非公開とするが、選定後、選定結果（選定または非選定）と合わせて公表する。

## 7 申請の手続

## (1) 提出書類

申請に当たっては、次の提案書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

ア 指定管理者指定申請書（島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則に定める様式）

イ 事業計画書

管理・運営の基本方針

指定管理者の行う業務の事業計画等

管理運営の組織図、職員の配置等

その他別途配布する様式に従って記載すること

ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じたの収支予算計画書

エ 団体の概要

オ その他の申請に必要な書類

ア 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写しを添付）

ウ 申請書提出日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

エ 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類（申請の日に属する事業年度に設立された団体にあっては、その設立時における財産目録）

オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

カ 法人等の概要を記載した書類（A4版2枚以内に本社及び主な事務所の所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績及び財務状況（過去3年間の売上高、損益等）を記載したものの

キ 印鑑証明書

ク 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部（副本は複写可）。ただし、7(1)オのア、イ、キ、ク及びケについては、正本1部及び副本1部

(3) 提出先

18に記載する場所

(4) 提出期限

平成17年9月21日（水）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成17年9月21日（水）午後5時必着とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送

(6) 申請の留意事項

ア 申請に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担とする。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

ウ 提出された事業計画書等の著作権は申請者に帰属するが、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。なお提出された提案書類は、返却しない。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア 提案書類に虚偽の記載があったとき。

イ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

ウ その他不正な行為があったとき。

8 募集要項、仕様書等の配付

(1) 配付期間

平成17年8月2日（火）から平成17年9月13日（火）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 配付場所

18に記載する場所

## (3) 配付する書類

募集要項

仕様書

島根県立古代出雲歴史博物館資料

## 9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成17年 8 月 9 日 ( 火 ) 午後 1 時30分から午後 5 時まで

(2) 開催場所 簸川郡大社町大字杵築東 古代出雲歴史博物館現場事務所

## (3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ 古代出雲歴史博物館の施設見学

## (4) 参加申し込みの方法

現地説明会への出席を希望する申請者は、参加申出書を次のとおり作成し、提出すること。( 1 団体の出席者は、3 名までとする。 )

ア 参加申出書の記載内容 団体名、出席予定者 ( 職・指名 ) 及び連絡先 ( 住所・電話番号 )

イ 提出場所 18に記載する場所

ウ 提出期限 平成17年 8 月 8 日 ( 月 ) 正午まで

エ 提出方法 郵送、F A X 又は持参

## 10 資料の閲覧

(1) 閲覧資料 島根県立歴史民俗博物館 ( 仮称 ) 建設工事 実施設計図面

(2) 閲覧期間 平成17年 8 月 2 日 ( 火 ) から 9 月13日 ( 火 ) までの平日

(3) 閲覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで ( 正午から午後 1 時までの間を除く )

(4) 閲覧場所 18に記載する場所

## 11 指定管理者の候補の選定

島根県立古代出雲歴史博物館条例第 7 条の規定等による基準に基づき、島根県立古代出雲歴史博物館指定管理者選定委員会 ( 以下「選定委員会」という。 ) において、審査を行い、指定管理者の候補者 ( 以下「候補者」という。 ) を選定する。

## (1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者及び専門家などの 5 名の委員で構成する。

なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

## (2) 審査の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画の内容が、博物館の利用促進が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

## (3) 審査の項目

ア 運営方針・実績

イ 財政基盤

ウ 施設運営の理念・意欲

エ サービス提供内容

オ 広報・誘客対策等の利用促進策

- カ サービス提供体制
- キ サービスの質の確保・向上
- ク 危機管理体制
- ケ 収支計画

#### (4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査の基準及び審査の項目に基づき行う。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により申請資格を審査の後、提案内容等をヒアリングし審査する。なお、申請資格の審査結果については、平成17年9月30日(金)までに連絡する。
- ウ 提案内容等のヒアリングは、平成17年10月上旬の実施を予定している。
- エ 候補者の選定は10月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名と選定結果(選定又は非選定)を公表する。
- オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- カ 選定委員会は、非公開とする。

#### 12 指定管理者の指定及び協定等

##### (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、条例第7条の規定に基づき、島根県議会の議決が必要となる。11の(4)で選定した団体等を指定管理者の候補者として、平成17年12月定例島根県議会へ上程し、議決されれば、指定管理者の指定となる。

##### (2) 協定の締結

島根県と候補者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の「包括協定(指定期間、個人情報の保護、指定の取り消しに関する事項、業務の責任分担等)」及び毎年度ごとに締結する「年度協定(当該年度の業務実施内容、指定管理料の支払方法、当該年度必要となる責任分担事項等)」を締結する。

協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、協定の発効は、平成18年4月1日を予定している。

#### 13 事業の評価

##### (1) 随時評価

指定管理者は、利用者の満足度について、アンケート等で毎月把握し、その結果、対応策及びその実施状況について、月毎に報告するものとする。

##### (2) 年間評価

随時評価の実施状況及び事業報告書をもとに毎年の活動内容を次の項目毎に評価を行う。

なお、毎年の評価に際しては、古代出雲歴史博物館利用者の代表や外部の有識者からの評価、意見等を求める場合がある。

- ア 顧客満足度 平成19年度調査数字をもとに評価
- イ 利用状況 事業計画の目標値をもとに評価
- ウ 収支状況 事業計画の見込みをもとに評価
- エ 業務効果達成 ア～ウ及び業務の成果をもとに評価

##### (3) 改善勧告

随時評価及び年間評価に基づき、業務内容の改善が必要な場合は、島根県はその都度立ち入り調査し、協議の上、指定管理者に対して改善勧告を行う。

なお、改善勧告によっても改善がみられない場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがある。

#### 14 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

#### 15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、管理継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

#### 16 申請等に関する質疑

質疑の受付は、原則として、次の 2 回をもって終了とする。又、候補者の選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限 第 1 回 平成17年 8 月12日 (金) 午後 5 時まで

第 2 回 平成17年 8 月26日 (金) 午後 5 時まで

(2) 受付方法 別途配布する「質疑表」に記入の上、ファクシミリで提出すること。(質疑はファクシミリのみで受け付ける。)

(3) 回答方法 質問事項に対する回答は、現地説明会に出席した団体すべてに対してファクシミリにより行う。

回答時期の予定は、次のとおりとする。

第 1 回質疑分の回答 平成17年 8 月22日 (月)

第 2 回質疑分の回答 平成17年 9 月 2 日 (金)

なお、回答日以降においても、新たに募集要項の配付を受けた団体が、上記回答文書の配付を希望する場合は、配付を行う。

#### 17 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

(2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

(3) 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(4) 島根県立古代出雲歴史博物館条例、島根県立古代出雲歴史博物館条例施行規則(平成17年島根県教育委員会規則第 22号)、島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第 7 号)、島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)その他関係法令を承知の上で申請すること。

#### 18 問合せ先

〒690 - 0887

松江市殿町 1 番地 島根県立博物館内 島根県教育庁古代文化センター

T E L ( 0852 ) 22 - 6281

F A X ( 0852 ) 22 - 6728

## 教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第3号

県立学校

島根県立高等学校等修学旅行実施規程（昭和31年島根県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年8月2日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

様式第2号中 「 10 . 添付資料 」 を

「 10 . 安全のための措置  
11 . 添付資料 」 に改める。

様式第3号中 「 9 添付資料 」 を

「 9 安全のための措置  
10 添付資料 」 に改める。

附 則

この訓令は、平成17年8月2日から施行する。